

運営に関する事項について

ハラスメント対策の強化（令和4年4月1日義務化）

職場におけるハラスメント防止のために、令和4年4月1日から雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。なお、職場に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。

■事業主が講ずべき措置

- ・事業主の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

■事業主が講じることが望ましい取り組みについて

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取り組みの例として、下記の3点が示されている。

- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成、研修の実施、業種・業態等の状況に応じた取組）

厚生労働省ホームページ 介護現場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

高齢者虐待防止の推進（令和6年4月1日義務化）

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。また、「虐待の防止のための措置に関する事項」は、運営規程に定めておかなければならない事項である。

■運営基準に定められている内容

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること（新規採用時には必ず実施）
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

■養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければならない。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やか

にこれを市町村に通報しなければならない。

東近江市ホームページ 高齢者虐待の防止について

<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000007681.html>

厚生労働省ホームページ 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00001.html

感染症対策の強化（令和6年4月1日義務化）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施。

■感染症が発生し、又はまん延しないための措置

- ・感染症の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、従業員に周知徹底を図ること。
- ・感染症の予防まん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業員に対し感染症の予防まん延の防止のための研修及び訓練実施すること。

厚生労働省ホームページ 介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）
感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

業務継続に向けた取組の強化（令和6年4月1日義務化）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施。

■業務継続計画（BCP）とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことをいう。

厚生労働省ホームページ 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00002.html#%EF%BC%92

認知症への対応力向上に向けた取組の推進（令和6年4月1日義務化）

＜人員基準上で資格を有しない者が想定されていない訪問系サービス（訪問入浴を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く、全サービス共通対象＞

■認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくことが目的

■介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

居宅介護支援事業所における管理者要件について（令和9年3月31日まで猶予あり）

管理者要件が主任介護支援専門員に変更され、令和3年4月1日以降は、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが要件となっている。ただし、次の場合は猶予あり。

■令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

■主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合
・令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出した場合

介護保険最新情報 Vol. 843【令和2年6月5日指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）】

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/0608091949363/ksvol.843.pdf>